# 働き方改革関連法の周知状況

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が昨年6月29日に成立、7月6日公布。

ポイント

1.改正労働基準法 等 施行期日 2019年4月1日

(中小企業の残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日)

2.パートタイム・有期雇用労働法 施行期日 2020年4月1日(中小企業への適用は2021年4月1日)

3.改正労働者派遣法 施行期日 2020年4月1日



課題

- 1.山形県の大多数を占める中小企業・小規模事業者の方への周知
- 2.改正内容の丁寧なわかりやすい説明
- 3.働き方改革に取り組む小規模事業者の負担軽減のための支援策の周知
- 4.施行時期を踏まえた十分な周知

# 課題に対する周知状況

実施期間:平成30年4月1日~平成31年9月30日

### 課題①-1 山形県の大多数を占める中小企業・小規模事業者の方への周知に対する取組

- ○事業主団体に加入する中小企業・小規模事業者
  - ・商工会議所・商工会等事業主団体を通じた周知

(広報誌、団体のHP、各種会合、勉強会等への労働局・監督署からの講師派遣)

平成30年7月 事業主団体に対し周知に係る要請文の送付(経済4団体、商工会議所・商工会は8月に訪問)計56団体 平成31年4月 働き方改革関連法資料を会員企業への周知のため、事業主団体(203団体)、労働組合(7団体)、関係団体(8団体)、業所管官庁(15業種)及び県、年金事務所、税務署に送付。

商工会・産業安全衛生大会 等 資料配布 1200部

(労働局からの講師派遣 例)

商工会事務局長研修会(11/2、2/14)参加人数 23人(11/2)

県信用金庫協会「働き方改革関連法」に関する研修会(11/7)参加人数 5人

山形県バス協会改正法説明会(1/29)参加事業場数 26社、参加人数 40人

山形県トラック協会改正法説明会(2/8)参加人数 160人

山形県経営者協会2019春季労使交渉セミナー(2/13) 参加人数 40人

JA山形中央会改正法説明会(2/27)参加人数 23人

# 課題①-2 山形県の大多数を占める中小企業・小規模事業者の方への周知に対する取組

#### ○事業主団体等に加入していない中小企業・小規模事業者

・山形県メールマガジン、各市町村の広報紙による周知

平成30年7月 山形県、各市町村に加え、年金事務所、税務署、関係機関(よろず支援拠点、税理士会等9団体)に対し 周知に係る要請文を送付

平成31年4月 働き方改革関連法資料を県、年金事務所、税務署に送付。

- ・山形労働局ホームページを活用した周知
- ・業所管官庁を通じた周知

平成30年10月 山形県商工労働部雇用対策課、運輸局を通じ法及び説明会の周知を協力依頼(建設業,バスなど15業種) 平成31年4月 働き方改革関連法資料を業所管官庁(15業種)に送付

- ・金融機関との協定に基づく周知依頼
  - 平成30年7月 (一社) 山形県銀行協会に対し、周知に係る要請文の送付
- ・社会保険労務士会との協定に基づく周知依頼

平成30年7月 山形県社会保険労務士会に対し、周知に係る要請文の送付

他、各種会合時の資料配付 (例) 労災診療費算定基礎説明会 120部、年金算定基礎説明会 1500部 等

# 課題② 改正内容の丁寧なわかりやすい説明に対する取組

- ア 説明会(各労働基準監督署支援班で毎月1回改正労働基準法を中心に)の開催
- イ 説明会 平成30年11~12月(改正労基法が中心)県内4地域等で計6回、平成31年1月(パート・有期法、改正労働者 派遣法を中心)開催、対象 労働者30名以上雇用する企業等 参加事業場数 1417社、参加人数 2006人
- ウ 山形働き方改革推進支援センターによる相談対応、セミナー・出張相談会の開催、専門家派遣の実施。 平成30年度 セミナー26回、出張相談会17件、専門家派遣 221件

平成31年度(9月末)セミナー43回、出張相談会106回、専門家派遣 25件

エ 厚生労働省及び中小企業庁が実施している中小企業向けの支援策の簡易版の改訂・上記イの説明会時に配布・HP掲載

# 課題③ 働き方改革に取り組む小規模事業者の負担軽減のための支援策の周知に対する取組

- ア 労働基準監督署「労働時間相談・支援コーナー」での周知
- イ 山形働き方改革推進支援センターの相談対応、セミナー・出張相談会の開催、専門家派遣の実施 平成30年度 セミナー26回、出張相談会17件、専門家派遣 221件 平成31年度(9月末)セミナー43回、出張相談会106回、専門家派遣 25件
- ウ 業種別マニュアル (厚生労働省作成) の業種団体への配布 (業種別マニュアルが届き次第、実施)
- エ 厚生労働省及び中小企業庁が実施する中小企業向けの支援策の簡易版の改訂 上記②イの説明会時に配布・HP掲載
- オ 平成30年7月、12月、平成31年1月 県内4地域、計10回 参加事業場数 1417社、参加人数 2006人 説明会時に中小企業向け支援策の説明

# 課題4 施行時期を踏まえた十分な周知に対する取組

- ○労働時間の上限規制
  - 現時点で長時間労働の実態がある事業場においては、上限規制を含む労働時間法制の内容をより早く理解し対応が必要
  - →労働基準監督署の「労働時間相談・支援コーナー」による説明会、集団指導等の実施(一定時間を超える36協定届出事業場:延長時間が長いもの)に対する重点的な周知
    - 平成30年2月 36協定届出事業場対象時間外労働上限規制説明会 県内4地域 4回 本省委託事業
    - 令和元年9月~10月 改正労働基準法等説明会 県内4地域4回開催、対象:労働者数6~9人事業所。参加事業場数448社、参加人数521人
- ○同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止
  - 非正規労働者を多く雇用する企業を優先し周知が必要
  - →短時間雇用管理者(短時間労働者を10人雇用している事業所が選任)を対象とした説明会の開催 非正規規労働者が多い業種(卸小売業、製造業、医療・福祉)団体を通じた周知・説明会の開催 令和元年7月パート・有期雇用労働法・改正労働者派遣法説明会 県内4地域 4回開催 対象:労働者数30人以上及び短時間雇用管理者選任 事業所。参加事業場数 614社 参加人数791人。
    - 令和元年9月派遣事業者説明会 県内3地域 3回開催。参加事業場数 144社、参加人数 193人。

